

- 担い手が高齢化・減少する中、地域農業の維持発展に向けては、法人化等により既存の集落営農組織の経営体質の強化を図るとともに、これら担い手組織への農地の集積をより一層促進していく必要がある。
- このため、県は民間機関と連携し、集落営農組織の法人化と経営発展支援を目的に、「地域を守る、集落営農モデル支援業務」を実施した。
- 令和3年度は本事業で支援した3つの集落営農組織のうち、2組織が法人化し、1組織で法人化計画を含めた将来ビジョンが策定された。
また、民間専門家の支援に普及指導員が同席することで、高度な集落営農組織支援手法を習得し、スキルアップにつながった。

具体的な成果

1 支援対象数

■ 令和3年度 3組織

2 取組実績

〔支援組織A〕

主に従事分量配当のルール作成、計画的な農業機械の導入について支援を行った。

従事分量配当ルールについては、従事業務の内容をポイント化し、ポイントに応じて配当を行う制度を導入した。

農業機械については、構成員所有の機械を法人が有効に活用できるように賃貸借契約書と売買契約書を作成した。

〔支援組織B〕

法人運営に必要な各種規程類の策定を支援した。

定款のほか、理事会運営規定、従事分量配当規約、従事作業規程、飯米販売規程、金銭消費貸借契約等を作成し、円滑な法人運営に向けた体制が整備された。

〔支援組織C〕

法人形態の選定と各種規程類の作成について支援を行った。

支援期間内の法人設立には至らなかったが、法人化を含めた集落営農組織の将来ビジョンを策定した。

普及指導員の活動

- 支援組織に対し、組織が抱える課題の抽出と支援内容を整理し、それぞれの組織の実情に合わせた伴走型支援を行った。
- 新型コロナウイルス感染症の影響でオンライン会議システムによる支援が増加したが、普及指導員が支援内容検討等の補助を行うことにより、期待どおりの支援効果が得られた。



支援内容を共有するための実績検討会議

普及指導員だからできたこと

- 地域の実情を知る普及指導員が民間専門家と支援組織の間に入って調整することにより、伴走型支援をスムーズに進めることができた。
- 専門知識を持ち、試験場や他県の技術を知る普及指導員だからこそ、支援組織が抱える技術的な課題に対応することができた。

伴走型支援による集落営農組織等の法人化支援

活動期間：令和３年度～５年度

１．取組の背景

品目横断的経営安定対策を契機に，地域農業の担い手として多数の集落営農組織が設立された。担い手が高齢化・減少する中，地域農業の維持発展に向けては，法人化等により既存の集落営農組織の経営体質の強化を図るとともに，これら担い手組織への農地の集積をより一層促進していく必要がある。

県では，集落営農組織を支援対象とし，法人化と経営発展支援を目的に，令和３年度より新たに「地域を守る，集落営農モデル支援業務」を実施した。集落営農組織の法人化や経営発展支援の実施に当たっては，支援方法のノウハウ蓄積のほか，普及指導員の地域に密着した活動や関係機関との連携強化が不可欠であり，コーディネート力や指導力の向上が求められている。

２．活動内容（詳細）

「地域を守る，集落営農モデル支援業務」の業務委託先と連携して対象組織の現状把握と法人化に向けた課題整理を行い，支援計画を作成した。支援計画に基づき，それぞれの対象組織が抱える課題に応じた伴走型支援を行った。

伴走型支援は，業務委託先の民間専門家，普及センター，農業革新支援専門員で支援チームを組織して活動を行った。農業革新支援専門員は進捗管理を行うとともに，状況に応じて技術・経営面を中心とした助言を行い，各機関の間のコーディネートや役割分担を担った。また，普及指導員が伴走型支援に同席することで，民間専門家の支援手法を習得できる仕組みを作った。

３．具体的な成果（詳細）

支援チームにおいて，組織が抱える課題の抽出と支援内容を整理し，それぞれの組織の実情に合わせた伴走型支援が行われた。

その結果，令和３年度は本事業で支援した３つの集落営農組織のうち，２組織が法人化し，１組織で法人化計画を含めた将来ビジョンが策定された。

また，民間専門家の支援に普及指導員が同席することで，高度な集落営農組織支援手法を習得し，法人化支援で得られた成果については実績検討会議で共有することにより，普及指導員全体のスキルアップにつながった。



支援内容を共有するための実績検討会議

〔支援例 1〕

支援組織 A（主要品目：水稻，そば，ブロッコリー）に対し，主に従事分量配当のルール作成，計画的な農業機械の導入について支援を行い，令和 3 年 10 月に農事組合法人が設立された。

従事分量配当ルールについては，従事業務の内容を分かりやすくポイント化し，ポイントに応じて配当を行う制度を導入した。

農業機械については，構成員所有の機械を法人が有効に活用できるように，必要な都度優先的に借り受けできる賃貸借契約書，中古機械購入時の検査後代金支払いを盛り込んだ売買契約書を作成した。

〔支援例 2〕

支援組織 B（主要品目：水稻，大豆，小麦）に対し，作成が必須ではないが法人運営に必要な各種規程類の策定を支援し，令和 3 年 8 月に農事組合法人が設立された。

定款のほか，理事会運営規定，従事分量配当規約，従事作業規程，飯米販売規程，金銭消費貸借契約等を作成し，円滑な法人運営に向けた体制が整備された。

〔支援例 3〕

支援組織 C（主要品目：水稻，大豆，飼料作物）に対し，法人形態の選定と各種規程類の作成について支援を行った。

法人形態は最終的に農事組合法人を選択し，法人化を目指すこととなった。支援期間内の法人設立には至らなかったが，法人化を含めた集落営農組織の将来ビジョンを策定した。

○新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されるなか，対面による支援の実施が厳しい状況であったが，担当する民間専門家と調整を行い，感染が拡大した時期はオンライン会議システムを活用した支援に切り替えた。

農業革新支援専門員や普及指導員がパソコン等の機材の取り扱いに不慣れな対象組織に対して接続の補助を行い，支援内容検討等の補助を行うことで，オンライン形式でも期待通りの成果を得ることができた。

4. 農家等からの評価・コメント（農事組合法人A）

法人化の合意形成は、規約や契約書などの文書化により行うべきという指導のもと、私たちが議論した内容や伝えたいことが文書化されたことに満足している。

法人による営農開始後もルールを確認し、大事な経営判断をする際には、規約や契約書を確認するようになり、自信をもって行動できている。

5. 普及指導員のコメント（農業振興課 農業革新支援専門員）

今回の活動により、支援組織の法人化を含めた将来ビジョン作成され、経営体質の強化につながった。今後、これらの法人が地域農業を主導していくモデルになることを期待している。

また、伴走支援に関わった普及指導員は、民間専門家の高度な集落営農組織支援を間近で経験することによって、コーディネート力や支援スキルの向上につながった。

6. 現状・今後の展開等

令和3年度は2組織が法人化し、1組織で法人化計画を含めた将来ビジョンが策定された。今後も民間専門家と連携し、地域農業をけん引するモデルとなる法人の設立を支援していく。

また、取組を通じて蓄積された高度な集落営農組織支援手法を、普及指導員が実施する法人化支援に生かしていく。